

通達甲（生. 総. 対1）第8号

平成14年7月15日

存 続 期 間

方 面 本 部 長
各 殿
警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

防犯連絡所に関する支援・協力について

防犯連絡所に関する支援・協力については、平成14年7月15日から次によることとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、防犯連絡所の設置および運営に関する指導について（昭和45年5月27日通達甲（防. 防. 防1）第4号）及び防犯連絡所連絡会の設置及び運営について（昭和41年2月19日通達甲（防. 防. 防1）第2号）は、廃止する。

記

第1 基本方針

地域住民の連帯意識を高め、お互いに助け合って、犯罪のない安全で明るく住みよい街づくりの各種地域安全活動を推進する拠点である防犯連絡所及びその活動員である防犯活動推進員は、諸般の警察活動に協力するため、防犯協会の下に置かれているものである。したがって、その趣旨をよく認識し、その自主性を十分尊重しながら、適切な支援・協力を行うものとする。

第2 支援・協力

1 情報の提供等

防犯連絡所の主体的な活動を期待するには、普段から良好な関係を保持し、相互の信頼関係を高めておくことが肝要であるので、防犯担当係員はもとより署員は、機会あるごとに防犯連絡所に立ち寄り、管内における犯罪情勢等の情報を提供するとともに、警察に対する意見・要望を聴取するものとする。

2 広報資料に関する依頼等

警察が防犯連絡所に提供する広報資料は、連絡区域の各世帯へ速やかに配布し、若しくは回覧し、又は効果的に掲示するよう依頼するものとする。また、防犯連絡所において広報資料を作成する場合は、地域の実情に即した適時適切かつ効果的な内容になるように助言するものとする。

3 相談の取次ぎへの対応

防犯連絡所から警察に対する相談の取次ぎを受理したときは、速やかに警視庁生活安全相談取扱要綱（平成12年3月16日通達甲（生. 総. 家相）第3号）第4の1に規定する相談責任者に連絡し、連絡を受けた相談責任者は、主務係に事案を引き継ぐとともに、処理結果については、支障のない限り、取次ぎをした防犯連絡所に回答するものとする。

なお、個人の秘密にわたる事項について、相談の取次ぎを受理したときは、これを不用意に他言するなどしないよう助言するものとする。

4 防犯連絡所連絡会等への出席

防犯連絡所の機能を十分に発揮させるために、防犯連絡所連絡会、研修会、座談会等を積極的に開催できるよう支援・協力するとともに、出席依頼を受けた場合は、必ず警察署の幹部が出席し、地域安全活動が活発に促進されるよう努めるものとする。

第 3 報告

警察署長は、防犯連絡所の活動状況を的確に把握するとともに、毎年、その結果を別記様式により翌年 1 月 10 日までに生活安全部長（生活安全総務課生活安全対策第一係 経由）に報告するものとする。